

●地域医療構想 ガイドライン内容

I 地域医療構想の策定について

大項目		中項目	検討・実施事項(記載内容より抜粋)
I - ①	構想区域の設定	地域医療構想の策定を行う体制の整備	・地域医療構想会議(各医療団体、審議会等からの意見聴取の場)の設置 ・構想区域全体の意見の集約
		地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有	・医療機関の自主的な取組や、医療機関相互、地域の医療関係者との協議等による連携(基礎データは厚生労働省より都道府県に提供)
		構想区域の設定	・二次医療圏を原則とした人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間等の検討
I - ②	医療需要の考え方	構想区域ごとの医療需要の推計(高度急性期、急性期、回復期)	・厚生労働省が示す基礎データを基に、高度急性期、急性期、回復期の入院受療率と推計人口を掛け合わせて算出(機能別分類は、医療資源投入量で算出)
		構想区域ごとの医療需要の推計(慢性期)	・慢性期の医療需要は、在宅での対応が可能である患者数を一定数見込み、さらに療養病床の入院受療率の地域差を縮小するように地域が目標設定することにより、相当分の患者を推計
		在宅医療等への移行	・2013年の介護老人保健施設の施設サービス需給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、当該構想区域の2025年における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって需要を推計
I - ③	必要病床数の推計	医療需要に対する医療提供体制の検討	・都道府県間の供給数の増減を調整した後、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整
		病床の必要量の推計	・4大疾病等の主要疾患について、構想区域ごとの医療機能別医療需要に対する医療供給状況を確認、整理
I - ④	医療提供体制を実現するための施策の検討	将来あるべき医療提供体制を実現するための施策の検討	・平成26年度病床機能報告制度の結果を基にした、必要病床数等の比較分析 ・地域医療介護総合確保基金等の活用による、病床機能分化、連携の推進 ・医療・介護連携による在宅医療の充実 ・病床の機能区分に応じた医療従事者の確保

II 地域医療構想策定後の取組について

大項目		中項目	検討・実施事項(記載内容より抜粋)
II - ①	地域医療構想調整会議の設置・運営	都道府県主導による関係者間の協議	・医療関係者、医療保険者、その他関係者との地域医療構想調整会議を構想区域ごとに設置、実施
II - ②	各医療機関での取組	現状の医療提供体制、将来目指すべき医療の検討	・各病棟の医療機能の選択、見直し ・当該病棟の機能に即した取れん方法の検討 ・必要人員数、適正配置等の検討
II - ③	都道府県での取組	将来あるべき医療提供体制実現に向けた都道府県の役割	・病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較 ・各病床の機能区分ごとにおける構想区域内の医療機関の状況の把握 ・地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討(地域医療介護総合確保基金の活用) ・平成37年までのPDCA(進捗状況の検証)
II - ④	地域医療構想実現の方法(PDCA)	事業の進捗評価、施策の見直しなど	・指標等の設定 - 病床機能の各区分及び在宅医療に関する整備状況 - 主要な疾病における区域内の完結状況 - 人材の充足状況 ・指標等を用いた評価 ・評価に基づく地域医療構想等への反映 ・住民への公表(ホームページ等)

Ⅲ 病床機能報告制度の公表の仕方

大項目		中項目	検討・実施事項(記載内容より抜粋)
Ⅲ-①	患者や住民に対する公表	医療機関が公表しなければならない事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担っている病床の機能(現在、将来) ・構造設備、人員配置等に関する項目 ・具体的な医療の内容に関する項目
		都道府県が公表しなければならない事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が公表しなければならない情報の範囲を「別表」として設定 ・特に具体的な医療内容に関する項目は、1以上10未満の値を「*」等の記号で秘匿(個人情報保護のため)
		多様な媒体を活用した情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のホームページの活用 ・県政だより、市政だより等の行政による機関紙の活用 ・医療機関、保険者や患者団体の広報誌等、行政以外の団体の協力による広報の活用 ・テレビ、ラジオやソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報
Ⅲ-②	地域医療構想調整会議での情報活用	病床機能報告内容の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議において、議事進行のため特段の必要性が認められる場合は、10未満の報告値についても調整会議の場に限り開示が可能